

現在締結している協定書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

ダイヤランド区民の会（以下「甲」という）、株式会社HAKONE（以下「乙」という）、および、南箱根ダイヤランド株式会社（以下「丙」という）とは、静岡県田方郡函南町南箱根ダイヤランド(以下分譲地という)内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）において、HOTEL ALEXANDER（ダイヤランド区画No.15-1001）を避難場所及び避難所（以下「避難施設」という）として受け入れる事に、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲と丙が乙の管理する施設を避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難施設としての周知)

第2条 乙は、避難所等として利用できる避難施設として受け入れることを承諾する。甲及び丙は、避難施設として住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(避難施設の開設)

第3条 乙は、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、施設を避難所等として避難施設を開設するものとする。

(避難施設の誘導管理運営)

第4条 災害時等の避難所等の避難施設への誘導及び管理運営は、甲及び丙と乙は誠意をもって臨機応変に対処するものとする。

(開設期間)

第5条 避難所等の避難施設開設期間は、災害発生日から10日以内とする。

ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び丙と乙は、誠意をもって協議し臨機応変に対処するものとする。

(避難施設の終了)

第6条 避難施設の避難所等としての利用を終了する際は、甲及び丙と乙は、誠意をもって協議し利用終了するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲及び丙と乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び丙と乙誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年2月18日

甲 住所 田方郡函南町平井 1740-227
氏名 ダイヤランド区民の会
会長 丸山 正行



乙 住所 静岡県田方郡函南町平井字南谷下1753番地11
氏名 株式会社HAKONE
代表取締役 鄒 積人



945-0881

丙 住所 田方郡函南町平井 1740-227
氏名 南箱根ダイヤランド株式会社
代表取締役 柴田 稔



災害時における避難所等施設利用に関する協定書

ダイヤランド区民の会（以下「甲」という）と南箱根ダイヤランド株式会社（以下「乙」という）は、静岡県田方郡函南町南箱根ダイヤランド(以下分譲地という)内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）において、避難場所及び避難所（以下「避難施設」という）として受け入れる事に、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙の管理する施設を避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難施設としての周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる避難施設として受け入れることを承諾する。甲と乙は、避難施設として住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難施設の開設）

第3条 乙は、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、施設を避難所等として避難施設の開設するものとする。

（避難施設の誘導管理運営）

第4条 災害時等の避難所等の避難施設への誘導及び管理運営は、甲と乙は誠意をもって臨機応変に対処するものとする。

2 乙は、災害時等の地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、乙の管理する避難施設及び、協定した各避難施設に災害時要援護者を含む住民を避難誘導介助するものとする。

（開設期間）

第5条 避難所等の避難施設開設期間は、災害発生日から10日以内とする。

ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲と乙は、誠意をもって協議し臨機応変に対処するものとする。

（避難施設の終了）

第6条 避難施設の避難所等としての利用を終了する際は、甲と乙は、誠意をもって協議し利用終了するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 静岡県田方郡函南町平井 1740-227
氏名 ダイヤランド区民の会
会長 丸山 正行

⑨

乙 住所 静岡県田方郡函南町平井 1740-227
氏名 南箱根ダイヤランド株式会社
代表取締役 柴田 稔

⑨